

2025年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則

※下線部：変更箇所

2025年規定	2024年規定
<p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p>第1条 (略)</p> <p>○競技会の定義および組織 <u>2025年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」 という）の公認のもとにF I Aの国際モータースポーツ競技規則に準拠し たJ A Fの国内競技規則とその細則、<u>2025年</u>日本ジムカーナ／ダート トライアル選手権規定、<u>2025年</u>全日本ジムカーナ／ダートトライアル 選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国 内競技として開催される。</p> <p>○競技会の名称 <u>2025年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「 [競技会の名称] 」</p> <p>○競技種目～○競技の格式 (略)</p> <p>○開催日程 <u>2025年</u> 月 日 () ～ 月 日 () 日間</p> <p>○競技会開催場所～○競技会主要役員 (略)</p> <p>○参加申込および参加費用</p>	<p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p>第1条 (略)</p> <p>○競技会の定義および組織 <u>2024年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」 という）の公認のもとにF I Aの国際モータースポーツ競技規則に準拠し たJ A Fの国内競技規則とその細則、<u>2024年</u>日本ジムカーナ／ダート トライアル選手権規定、<u>2024年</u>全日本ジムカーナ／ダートトライアル 選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国 内競技として開催される。</p> <p>○競技会の名称 <u>2024年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「 [競技会の名称] 」</p> <p>○競技種目～○競技の格式 (略)</p> <p>○開催日程 <u>2024年</u> 月 日 () ～ 月 日 () 日間</p> <p>○競技会開催場所～○競技会主要役員 (略)</p> <p>○参加申込および参加費用</p>

1) (略)

2) 参加受付期間：受付開始 2025年 月 日
締切日 2025年 月 日必着

3) ~ 6) (略)

○サービス員、サービスカー～○諸施設の見取り図 (略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

1) ~ 3) (略)

4) P車両については、2025年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の(1) ~ (6)に規定される。

(1) ~ (5) (略)

(6) 駆動装置 (全日本ジムカーナ選手権PE2クラスにのみ適用)

ディファレンシャル：フロント・センター・リアディファレンシャルは数を変更しなければボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ (ビスカスカップリングを含む) を取付けることができる。ただし、元のケースを使用すること。また、これに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

最終減速比：ギア比の変更は同一型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取付けられるものであれば、ボルトオンを条件に許される。

5) (略)

1) (略)

2) 参加受付期間：受付開始 2024年 月 日
締切日 2024年 月 日必着

3) ~ 6) (略)

○サービス員、サービスカー～○諸施設の見取り図 (略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

1) ~ 3) (略)

4) P車両については、2024年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の(1) ~ (5)に規定される。

(1) ~ (5) (略)

5) (略)

6) N車両については、アッパーマウントをピロボール (キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む) に変更することができる。

6) B車両については、当該年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第7章スピードB車両規定にて課せられている以外に、下記の条件を満たすものとする。

(1)～(6) (略)

第3条～第6条 (略)

第7条 参加申込方法および参加受理

1)～2) (略)

3) 競技会組織委員会が、国内競技規則4-19に基づき参加申込の拒否を行った場合は、競技開催の2週間前までに申込者に通告し、速やかにその理由を付してJAFに報告すること。この場合の参加料等は返金される。

なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。

4)～6) (略)

第8条～第10条 (略)

第3章 競技に関する基準規則

第11条～第16条 (略)

第17条 タイヤ

1) ジムカーナ競技 (P、PN、B、SC、AE)

(1)～(2) (略)

(3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表が

7) B車両については、2024年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第7章スピードB車両規定にて課せられている以外に、下記の条件を満たすものとする。

(1)～(6) (略)

第3条～第6条 (略)

第7条 参加申込方法および参加受理

1)～2) (略)

3) 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合の参加料等は返金される。

なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。

4)～6) (略)

第8条～第10条 (略)

第3章 競技に関する基準規則

第11条～第16条 (略)

第17条 タイヤ

1) ジムカーナ競技 (P、PN、B、SC、AE)

(1)～(2) (略)

(3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表が

あるまでは変更、交換および/または裏組をすることは許されない。
なお、2026年以降本項については変更を行う場合がある。

第4章～第8章（略）

以上

あるまでは変更、交換および/または裏組をすることは許されない。
なお、2024年以降本項については変更を行う場合がある。

第4章～第8章（略）

以上